

「民生委員協議会交付金」交付要綱

1 目 的

学区民生児童委員協議会（以下「民児協」という。）の一層の活性化と地域福祉の推進を図るため「民生委員協議会交付金」（以下「民協交付金」という。）を交付する。

2 交付方法

- (1) 民協交付金は、地方交付税交付金の算出積算単価である「民生委員手当」，「地区民生委員会会長会議出席旅費」，「地区民生委員協議会活動推進費」をもとに，本市において予算化された「民生委員・児童委員活動費及び民生児童委員協議会交付金」総額のうち，民生委員・児童委員活動費用弁償金及び民生児童委員協議会活動推進費として交付する金額を控除した残額とする。
- (2) 民協交付金の配分額は，均等割，人員割の合計額とし，別途市長が金額について決定する。
- (3) 交付対象は，市内の全民児協とする。
- (4) 民協交付金は，区内の全民児協によって構成されている区民生児童委員会の会長に対して一括交付するものとする。この場合において，各民児協の会長は区民生児童委員会会長に対し，委任状（様式１）を提出するとともに，民協交付金受領後，領収書（様式２）を提出しなければならない。

なお，委任状及び領収書については，保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課において保管する。

3 請求方法

各民児協の会長から民協交付金の請求及び受領に関する権限を委任された各区民生児童委員会会長は，請求書に民生委員協議会交付金内訳明細書（様式３）及び委任状（様式１）を添えて一括請求する。

4 交付条件

- (1) 民協交付金は，目的以外に支出してはならない。
- (2) 上記に違反した場合は，民協交付金を減額し，又は取り消すものとする。

5 実績報告及び返還

各民児協の会長は，当該年度終了後直ちに精算のうえ，民生委員協議会交付金実績報告書（様式４）を提出し，余剰金が生じている場合は，当該金額を市長に返還するものとする。

附 則

この要綱は平成１３年６月７日から施行する。

附 則

この要綱の改正部分は平成１７年８月１日から施行する。

附 則

この要綱の改正部分は平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱の改正部分は令和元年６月４日から施行する。

附 則

この要綱の改正部分は令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱の改正部分は令和３年５月２６日から施行する。

委任状

年度民生委員協議会交付金の請求及び受領に関する権限を、

_____区民生児童委員会会長_____氏に委任します。

[illegible]

領 収 書

年 月 日

_____区民生児童委員会会長

_____様

住 所

氏 名 _____

(記名押印又は署名)

下記の金額を受領しました。

						円
--	--	--	--	--	--	---

ただし, _____年度民生委員協議会交付金として

「様 式 3」

年度民生委員協議会交付金内訳明細書

住所

氏名

[illegible]

年度 民生委員協議会交付金実績報告書

年 月 日

(宛先) 京都市長

学区民生児童委員協議会会長

下記のとおり, 年度民生委員協議会交付金の実績を報告します。

記

1 交付額

項 目	金 額	備 考
民生委員協議会交付金	(A) 円	

2 執行額

項 目 (事業名等)	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	(B) 円	

3 返還額 (A-B)

円